

「4・13談話」は粉碎された

南朝鮮人民は、ついに全斗煥（チヨン・ドファン）の「四・一三談話」を粉碎し、譲歩を引き出した。ここに、軍事独裁政権打倒の闘いの新たな展望が切り拓かれたのである。

日本労働者階級は、この南朝鮮人民の闘いを真に支援し、連帯する闘争を強化していくなければならない。

南朝鮮人民との連帯を強化せよ

現在の状況は、八〇年の「ソウルの春」と類似している。七九年一〇月に朴（パク）が暗殺され、大統領候補をめぐって金大中と金泳三（キム・ヨンサム）の対立が続いたときをもって、全斗煥・盧泰愚のクーデターがおきたのであった。第一に、軍部によるクーデター策動を封殺することが決定的重要性をもっている。

第二に、軍部クーデターと関連して、北への軍事挑発への転化を警戒しなければならない。おりしも、五月二〇一二一日、ワシントンのジョージタウン大学国際問題研究所で、「第二朝鮮戦争」を想定した図上演習が行われた。そして、六月二十四日、李基百（イ・ギベク）国防相は、「北への最高度の警戒体制を敷く」と公言している。北への挑発を通じた反革命的弾圧—南朝鮮革命運動虐殺の策動を許してはならない。

第三に、八項目提案は、野党を議会内にとりこみ、軍事独裁政権打倒をめざす労働者・学生と分断するねらいを秘めていることである。「ワシントン・ポスト」紙は、蜂起・内戦状態への突入をさけるために軍部をおさえ収拾案をださせることに奔走したシングルル米国務次官補の工作のねらいを、「広範な民主的野党勢力と、学生らの“非妥協的な急進主義”を切り離す」こと、盧泰愚を「民主主義の英雄として祭り上げる」とこと暴露している。

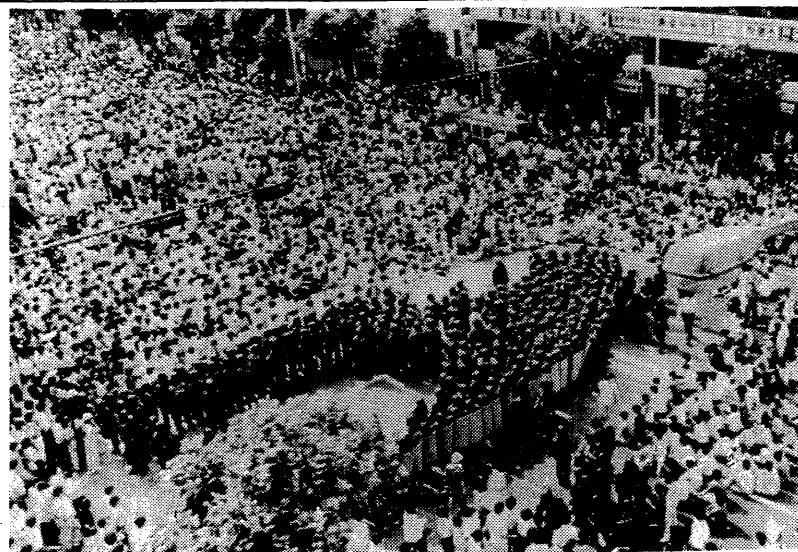
本号の内容

- 天皇・皇族の訪沖を許すな // 3 頁
- 反動諸法案を粉碎せよ // 4 頁
- 進む社会党的右傾化と分解 // 5 頁
- ベネチア・サミットが示したもの // 6 頁
- 「途上国」債務と米金融資本 // 6 頁
- 部落解放のために（4） // 7 頁
- 戦後労働運動の総括のために⑧ // 8 頁

マルクス・レーニン主義通信

月刊1部200円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号
振替 横浜 9-13719



機動隊を包囲する南朝鮮人民

夏期一時金の圧倒的カンパを

マルクス・レーニン主義通信



機動隊と投石で鬭う梨花女子大生

る。米帝にとっては、例え民主党が政権をとったとしても、アキノ政権のようであればいつこうにがまわない。はたして金泳三は、「決定的な戦争抑止力は四万一千人の米軍の駐留である」、「彼らはひきつづきこの国にとどまるべきである」と語り始めた。

このような緊迫した情勢のなかで、改憲と政権の内容・性格をめぐる論争がまきおこっている。ソウル大生は民主憲法にありこまれるべき最低限の内容として、①米軍の指揮権の返還②言論・集会・デモ・結社・ストライキの自由③労働三権・八時間労働制、生活できる賃金④小作制の廃止、農産物の価格保障⑤間接税引き下げと直接税の累進率強化⑥男女不平等の撤廃、などの決議をあげた（六月二九日）。また、「民主・民衆政府樹立」の

日本労働者階級の任務

中曾根は、シグール訪「韓」とともに高野外務省北東アジア課長を訪「韓」させ、「事態の掌握」につとめた。そして、「いっそう民主化を望む」と全政権の下での「民主化」を口にした。また、ベネチア・サミットの席上では、宗主国づらをして、ソウル五輪成功への欧米諸国の協力を訴えていた。

これらに示されているのは、米帝と同じように、朝鮮南北分断を固定化し、朝鮮をアジアの前線基地として新植民地主義的支配を維持するという姿勢にほかならない。これが、南朝鮮人民の革命的闘争に真向から敵対するものであることは言うまでもない。

一方、大阪府警は、南朝鮮での「国民大行進」に呼応して「韓」国領事館への抗議行動を行った韓青同のメンバーを逮捕し、さらに、韓青同大阪本部委員長を令状逮捕するといふ弾圧を加えた。

南朝鮮人民の革命的闘争への敵対、それに呼応する在日青年への弾圧、これが政府・自民党、日本独占ブルジョアジーの態度である。ほかの政党についても見ておこう。

公明党は、「朝鮮半島のみならず北東アジ

要求も口にのぼっている。

七月三日の延世大での二万人集会で、「盧はわれわれの自由と民主を奪った張本人だ」との糾弾の声がみなぎったように、盧に対する労働者人民の幻想はない。また、「米国の独裁操縦・護憲支持に対する即時中断」（明洞闘争を集結するにあたって）に示されるごとく、反米闘争はますます強まっている。六・一八釜山の闘いにおいては、日本領事館への投石も行われた。

これらの反米日帝・反独裁の路線の徹底化こそ、勝利の第一歩を踏み固め、革命的前進を切り拓いていく道であり、それにそった活動を可能にする運動と組織とを構築していくなければならないのである。

我々は、社共とは反対に、南朝鮮人民への新植民地主義的支配を強めている日本帝国主義の打倒を主張する。日本帝国主義を打倒する闘いを通して、南朝鮮プロレタリアートがけに、国民の意思を反映した、対話を中心とする平和的な手段で政情安定化が図られることが望む」（六月三〇日付「公明新聞」）と述べている。

また、民社党は、「これ（收拾案）は急転直下、大團円に向かうものでここに政治生命を懸けた 代表が輝いて見える。何はともあれ和こそは安全保障と民主主義の真髄である。この上は祖国のために双方は更に胸襟を開いてほしい」（七月一〇日付「週刊民社」）と述べている。

この公明・民社両党の態度に説明はいるまい。完全に日帝ブルジョアジーの意向を代弁している。

社会党は、「わが党は、八八年にアジアで開催される次期オリンピックが成功裏に催されることを心から願っている。土井委員長は、その願いを現実化する条件を二つ提示してきた。一つは、韓国の民主勢力が求めている民主制の原則を尊重し、民衆との緊張を緩和すること。二つは、日本政府が朝鮮民主主義人民共和国との関係を日本側の主体的努力によつて打開することである」（七月三日付「社会新報」）と主張している。

「野蛮な」体制では、平和の祭典としてのオリンピックどころではない」ということである。ここでは、ブルジョア民主主義とオリンピックとが途方もなく美化され、オリンピックを開催してきた帝国主義国の「野蛮」性は隠蔽されている。さらに重要なことには、南朝鮮人民の闘いをオリンピック開催の条件獲得におとしめんとしているのである。

次に彼らは、「日本政府が率先して韓国の民主化の苦難の道のりを支援する国際環境をいかにつくるか」として、「民主化」を口実とした日本帝国主義の介入をすすめている

ことである。

このような社会党の態度は、日本帝国主義の補完外交というふさわしい（これは、彼ら自らが口にしていることもあるが）。

日本共産党は、「今後、韓国の民主化が眞にかかるかかります」（七月五日付「赤旗」と、極めて第三者的な評論にとどまっている。ここには、国際主義的連帯のかけられない。これが、「不干渉」「自主独立」ということなのである。

社共にあっては、日本（帝国主義）の「安全」「平和」ということが第一義的なことであって、ほかのことはすべてそれに従属している。まさに社会愛國主義者ということができよう。

我々は、社共とは反対に、南朝鮮人民への新植民地主義的支配を強めている日本帝国主義の打倒を主張する。日本帝国主義を打倒する闘いを通して、南朝鮮プロレタリアートが「民主化」にとどまるのではなく共産主義革命にまで進みうるような、あるいは共に手をとつて世界革命に進撃しうるような条件をかちつていくことが日本プロレタリアートの責務である。この闘いと運動こそが核心であり、これなしにはプロレタリア的国際主義的連帯はありえない。

日本プロレタリアートは、朝鮮戦争、一九革命、光州蜂起などにおいて、（南）朝鮮労働者人民と連帯をかちとれてこなかつたことを痛苦に反省する必要がある。

我々は先進的労働者に訴える。米日の帝国主義的介入に反対し、南朝鮮労働者人民の闘争を物質的にも精神的にも支援する具体的行動に決起せよ、南朝鮮労働者人民の反米日帝・反独裁の闘いと呼応した在日の運動を支持し支援する具体的活動を強化せよ、と。だが、そのような行動と活動だけにとどまることなく、日帝ブルジョア政府を打倒する闘いに決起せよ、と。

マルクス・レーニン主義通信

我々は、「通信」一三一〇一三三号の連載で、沖縄闘争への基本的な態度を明らかにした。この基本的な態度に基づいて我々は、天皇の訪沖に反対する行動を呼びかける。

6・21 基地包囲闘争の意義

六月二一日、「カデナ基地を人間の輪で包囲する六・二一行動」が行われた。二万五千余の人民は、極東最大の軍事基地である嘉手納基地の周囲十七キロを「人間の輪」によって完全に包囲したのである。

この行動の中心となつた県労協は、自新しさ」と「軽さ」を前面に出そうとしたのであるが、この行動の成功の要因は単なる市民運動的性格ではなく、より深いところにある。

すなわち、六・二三慰靈の日に示されるような沖縄戦への想いと反戦意識であり、さらに、この間持続的に高まってきた反戦地主の闘い、新石垣空港建設反対闘争、「日の丸・君が代」拒否闘争などの蓄積なのである。加えて、天皇来沖中を避けることによつて米軍演習が集中し、それによる被害が続出したこと、また、米軍基地従業員への大量解雇攻撃などをあげることができる。

しかしながら、県労協・社会党の市民主義へのおもねりに示される日和見主義をも指摘しておかなければならぬ。彼らは、「ニュー社会党」路線に照應する形で、反安保のスローガンを掲げなかつたし、天皇来沖に対しても口をつぐんでいた。また彼らは、今回の実行委員会方式を、日共・社大党を排除する革新共闘再編の第一歩としていたのである。革マル派は、このような社会党と完全に協調し、大衆的闘争の制約者となつてゐる。

他方、日共は、「今回の『大行動』も沖縄のたたかいの未来をきりひらくものとはなりえない限界を示すものとなっています」(六月二〇日付「赤旗」と、セクト主義的反発から非協力的態度をとつたのであった。

我々がなさなければならないのは、

六・二一のエネルギーと成果を打ち固め、それを沖縄闘争の前進のために用い、また、それを天皇訪沖反対の闘いに集中することである。

天皇訪沖の狙いを粉碎せよ

「海邦国体」と銘うつた沖縄国体に

天皇・皇族の訪沖を許すな

出席するため、天皇・皇族の沖縄訪問が計画されている。九月二〇・二三日の夏季大会にはヒロノミヤが、一〇月二五日・三〇日までの秋季大会にはヒロヒトが、「一月一四・一五日の「身体障害者」スポーツ大会(「かりゆし大会」)にはアキヒトとミチコが出席することになつてゐるのである。

なかでも、一〇月秋季大会へ向けた天皇ヒロヒトの訪沖が最大の柱であることは言うまでもない。

第一に、「海邦国体」が「復帰」十五周年を記念する大会として位置づけられていることに示されるように、天皇訪沖の直接的意味は、七二年沖縄「返還」の総仕上げである。

前号まで述べたように、七二年沖縄「返還」とは、日米帝の侵略反革命前線基地の確保のため、日帝による差別・抑圧・軍事支配の貫徹であった。この「返還」を天皇の名によって美化し、「返還」への沖縄人民の屈伏を天皇の名によって強制すること、ここに天皇訪沖の直接的意味がある。

それをより突っ込んでとらえるならば、天皇訪沖は第二に、沖縄戦の責任、米軍政を強要した責任を、天皇が反動的に清算することである。

天皇ヒロヒトは、自らの訪沖について、「実現することになりましたならば、戦没者の靈を慰め、長年県民が味わった苦労をねぎらいたい」と思つていまます」となどと鉄面皮にも語つてゐる。

天皇が「国民統合の象徴」であり、かつまた、国家主義強化のために天皇を前面に出してきている(そのなかで、「終戦は天皇の聖断」「平和主義者天皇」のキャンペーンが大きなウエイトを占めていることに注意!)ブルジョアジーにとって、天皇の戦争責任と戦後処理責任をあくまで追及し、天皇が足を踏み入れることもできない地域があつてはならないのである。それ故に天皇は、「戦没者の靈を慰める」とよつて沖縄戦を「聖戦」化し、摩文仁を「靖国」化することによつて自らの責任を清算せんとしているのである。

従つて第三に、天皇訪沖は、民族的な差別と抑圧下におかれてきた沖縄人民の「反ヤマト意識」を併合主義的におしつぶし、ヤマト民族主義への差別的「同化」をもたらすものにほかならない。西銘などは「ヤマトンチュー」以上の日本人たれ」と叫んでゐるが、これいわば、再度の皇民化攻撃ともい

えるものである。

以上の諸点は、いうまでもなく日帝の差別・抑圧・軍事支配に対する沖縄人民の闘いの虐殺攻撃であるが、天皇訪沖は第四に、自衛隊の登場と警察の動員という国家暴力によつて実現されんとしていることである。

沖縄国体においても例年と同じよう自衛隊の「協力」が要請され、これまで公式行事への参加を拒否されてきた自衛隊の大衆的認知がもくろまれてゐる。

また、天皇・皇族の訪沖にともなつて、すでに嚴戒体制が敷かれている。警察庁は、東京サミットでの警備責任者だった菅沼清高を昨年八月に県警本部長にすえた。国体開催当日の七千人をはじめとして、のべ八千五百人の機動隊の動員が計画されており、その費用は六億円をこえる(沖縄負担)。そして、かつての皇太子訪沖時を上回る徹底した人民管理が強行されるであろう。「日の丸・君が代」や国体に反対する者はすべて弾圧の対象となるにちがいない。

そのほか、「國から金が落ちる」として吹聴されていた国体が、実は九四億二〇〇〇万円を沖縄人民の税金で負担するものであることが判明し、「海邦国体」が海洋博後のパニックを上回る混乱をもたらすことは火を見るより明らかである。

「本土」プロレタリアートは、何よりも眞の連帯・融合をかちとるために沖縄人民の自決権支持の精神で武装しなければならない。そのような観点からするとき、天皇・皇族訪沖の攻撃の意味は重大である。「本土」プロレタリアートは、その任務にかけて、沖縄人民の天皇来沖反対闘争に応えなければならない。

九〇一月に向けた大攻勢の組織化に、いますぐ着手せよ! 職場、学園、地域、ありとあらゆるところで、沖縄人民と結合した天皇・皇族訪沖反対の活動を展開せよ!

第一〇九臨時国会 反動諸法案を粉碎せよ

売上税問題に終始した第一〇八通常国会は、五月二七日の会期終了にともない、多くの反動法案が継続審議とされた。また、政府・自民党は、それとどまらず、新たな反動法案の提出をもねらっている。七月六日からの第一〇九臨時国会の焦点となるこれらの「反動諸法案を暴露し、粉碎していかなければならぬ」。

拘禁二法などの継続法案を葬り去れ

継続審議となつている法案の第一は、警察庁・法務省が日弁連との意見交換会を打ち切った(四月二三日)直後に先の通常国会に再提出された拘禁二法案(留置施設法、刑事施設法)である。再提出に際して警察庁・法務省が「修正」したとしている点を中心を見てみよう。

八二年一月、刑事施設法案とは別個に突如として警察庁が打ち出した留置施設法案(当初の名称は警察拘禁施設法)は、拷問――「自白」強要とえん罪の温床となつてある代用監獄制度の恒久化を目的とするものにほかならない。

再提出に際して警察庁は、①留置業務担当者と捜査従事者の分離②接見・交通の制限事由から「罪証隠滅の防止」の削除③不服審査請求制度の新設④有識者からの意見聴取、などの点を「修正」したという。

これら、「修正」が加えられたところで、変わらない。

①については、留置業務担当の責任者はあくまで警察本部長、警察署長なのであり、被拘禁者は捜査を目的とする警察権力の管理支配下におかれる。②については、警察当局の主観的な判断によってどうにでもなるようなものでしかない。③については、請求を受け付けるのが各県警の警察本部長だからして、画餅にすぎない。④は単なる努力目標である。他方、刑事施設法案はどうか。

刑事施設法案は、監獄の管理支配の徹底化を目的とするものであり、その口実としての「規律及び秩序維持の原則」については、形式的な但し書きが付加されただけで、監獄当局の判断がすべてであることは変わっていない。その他、法務省は以下のようないい。「修正」を加えたとしている。

第一に、拘束台・防音具等の使用や保護室への収容について、医師の関与を明記すること。しかしながら、戒具の使用や保護室への収容は、医師が関与しようてしまいと、まったくの拷問である。

第二に、書簡等の検閲について、指定された職員が行うことの明記。職員を限定したことの拷問である。

これが「修正」であるというのだ。しかも、日本語以外の信書等の検閲のための翻訳に要する費用は獄中者に負担させるというのである。

第三に、強制医療については、要件から「健康に回復し難い重大な障害が生ずるおそれのあるとき」を削るだけで、大々的に認めている。だが、「生命に危険がある場合」には、獄外の自由医療しかないことは明らかではないか。

第四に、獄外者の身体検査については、弁護人等の訴訟関係の書類の内容は検査しないことの明記。これは、日弁連への「譲歩」を装った懷柔策でしかない。書類の内容だけ検査しないということは、弁護人も身体検査はされるということである。

以上に見られるような被拘禁者・獄中者への弾圧と管理支配の徹底化は、労働者大衆を抑圧する道具である日帝ブルジョア国家権力を文字通り支える機関の強化にはかならない。獄中での抑圧の強まりは獄外での抑圧の強まりと密接に結びついているのである。そして、これらの攻撃は、刑法全面「改」正へと連動するものであり、また、現在の監獄内の実態は、この攻撃が先取り的に進行していることを示している。

また、同じく継続審議となつたものとして、大学審議会設置法(学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法案)がある。これは、昨年四月の臨教審第二次答申の法制化第一号ということができる。

文部省内に設置される大学審議会は、個々の大学や教授・教員の評価、大学の整備計画、カリキュラム、管理運営、学生の諸活動などを「調査審議」とし、文部大臣に「勧告」することができる。これが「修正」されることはできるとされている。つまり、大学審議会は、国公私立を問わず全大学の上に君臨し、政府・独占ブルジョアジーの意向にそつたものとして大学を再編・改造せんとするものにはかならない。

その他、「週四十時間労働」の看板の下で、八時間労働制を空洞化し、長時間過密労働を合法化する労働基準法改悪案(「通信」一二九号参照)、在日朝鮮人をはじめとする在日外国人に対する管理強化をねらう外国人登録法改悪案(同上)、「精神障害者」の隔離・収容・抹殺を強め保安処分新設へとつながる精神衛生法改悪案(同一三一三号参照)などが継続審議とされている。

反動的な継続法案を「葬り去れ!」

第五章 第一〇九臨時国会 反動諸法案を粉碎せよ

上税とともに先の通常国会で廃案となつたのであるが、中曾根は、ベネチア・サミットにおいてマル優廃止を「公約」した。国会までも無視したこの中曾根の言動に、「税制改革」にかけた執念をみると、減税財源を口実としてマル優廃止法案を上程せんとしているのである。

先進的労働者は、増税反対運動の持続的発展のために、いっそう努力しなければならない。

また、政府・自民党は、国家秘密法(「スパイ防止法」)の再上程の機をうかがっている。中曾根・自民党は、昨年の衆参同日選挙の公約に「スパイ防止法制定」を掲げ、また、推進派の実働部隊たる勝共連合は、「八七年はスパイ防止法制定の年/統一地方選挙にむけて徹底した草の根運動を」(一月一日付「思想新聞」と叫んでいたが、統一地方選は伊東政調会長預かりになつていていた)と叫んでいたが、統一地方選での自民党敗北によって、現在、国家秘密法案は伊東政調会長預かりになつていていた。

しかししながら、米軍横田基地スパイ事件、東芝機械ココム違反事件などを宣伝材料とし、推進派は新たな巻き返し策動を開始している。推進派は、昨年一月に「言論人の会」「法律家の会」、今年四月に「専門家の会」を発足させたのにつづき、六月一日には「経済人の会」(代表世話人・大槻文平日経連名誉会長)を発足させ、七月には「宗教家の会」(発足も予定されており、また、「ハイテク流出防止法の緊急制定」論(六月一六日付「自由新報」)なども登場した)、「経済人の会」の発足式には、中曾根、竹下、安倍が祝電を送っている。

推進派はさかんに「スパイ天国ニッポン」を口にする。これはまったくのデータラメなのであるが、同時に、彼らが言うスパイを取り締まる法律がないというのもウソである。刑法の「外患誘致罪」「外患援助罪」はそれであるし、業務上の守秘義務については国家公務員法、地方公務員法、自衛隊法、「防衛秘密」についてはMSA秘密保護法、安保刑特法があり、その他、電波法、入管法、外登法、外為法、関税法なども適用できる。これらについては、昨年三月にワインバーガー米国防長官が、「米側から提供した軍事秘密に関し、日本は從来から秘密保護の面で実績がある」と「保証」している。また、有事立法で名をはせた元統幕議長栗栖にしてからが、「だいたい漏れて実害のできるような重要な機密は、ごく一部の人しか知らないんです。政治家や防衛庁の幹部ぐらいですね。こういう人がしゃべったりしなければ、機密は漏れなければいいと思う」(一月二二日付「神奈川新

政府・自民党が一気に成立せんとしているのは、継続法案ばかりではない。

マル優(少額貯蓄非課税制度)廃止は、壳

国家秘密法などの上程を許すな

マルクス・レーニン主義通信

聞」と述べているのである。

にもかかわらず、何故、国家秘密法が必要なのであろうか。

八五年一二月に廃案となつた「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を「大幅修正」したとされる自民党案は、「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」という名称が示す通り、「国家秘密」が「防衛秘密」にかえられただけである（条文もしかり）。まさしくペテン的な「修正」にほかならない。そろまでして成立させたい理由は何か。

勝共連合の河西事務総長はこの法律をさて、「戦後、初めて全國民に國家に対する忠誠心を問う法」と述べた。見事に本質を語っている。

国家秘密法の「目的」は、通常言われているように「スパイ行為等を防止」だけではなく、「防衛秘密の保護に関する措置を定め

進む社会党の右傾化と分解

社会党は、一月「連合」とからんだ野党再編のなかで、動搖と分解を深めている。そのことの一端を表すものとして、民社党との和解論の浮上がある。

社会・民社両党の民間労組出身議員によて、昨年一二月に「全民労協組織内議員懇談会」がつくられているが、五月一八日、田辺社会党前書記長と春日民社党常任顧問が会談し、両議員の交流の活発化で一致した。この会談は、和解論を掲げる檜崎社民連国対委員長、山岸全電通委員長らの仲介によるものであった。

その後田辺は雑誌で、安保・自衛隊政策で公明・民社両党と協議するよう提唱し、永末民社党副委員長は同じ雑誌で、「労働組合がとけあつた形で一つになれば、複数の政党はいらない」と野党再編の可能性に言及している。

六月一五日から二日間にわたって開かれた社会党全国書記長会議では、山口書記長は田辺の言動に対し「個人的なものとして切り捨てるのではなく、三役経験者の努力をくみとるべきだ」と肯定する発言を行い、事実上容認する形となつた。またこの会議で山口は、「基本政策といつても、永久不変ではない」と公言し、基本政策（安保・自衛隊、対韓）、原発、行革）の「見直し」を明確にした。

これらの動向は、七月総評大会、一月「連合」結成、一二月社会党大会を念頭においた社会党一総評ブロックの解体である。大内民社党書記長が田辺・春日会談に関連した記者会見で、「外交、防衛、原発、行革といった重要政策で社会党の転換を不斷に求めて

る」ととも含まれている。そして、「防衛秘密」のあいまいさ（八五年末で、米からの情報報、約五八〇〇件、一二万点、日本独自の秘密、約一三万件、一四〇万点に及ぶ！）や「スパイ行為等」などのあいまいさ——つまり、いくらでも拡大解釈できる——に比して、罰則だけが際立つて明確であることが、その特徴である。このことは、労働者大衆の「防衛秘密」への接近を禁止し、「防衛」問題から遮断して、国家の忠実な下僕となることを強制することを意味している。それはまた、戦前の「防諜」体制がそうであつたように、「一億総スパイ化」をもたらさずにはおかないと。

国家秘密法の背景となっているのは、①日本の軍事力増強—軍事大国化②ガイドライン（日米防衛協力指針）をはじめとする日米共同作戦態勢の強化③SDIへの参加をはじめとする産軍複合の進行、である。①は、自衛隊となることを強制することを意味している。それは、マスコミの特権意識をふまえて国家権力の側への取り込みをねらうものである（この条項でもあいまいさが支配している）。これは、「朝日新聞」阪神支局襲撃事件と軌を一にしたものといえるであろう——松永光自民党スパイ防止法制定特別委員長は、「経済人の会」発会式で、「二つのA新聞（『朝日新聞』と『赤旗』）がヒステリックな反対キャンペーントをしており、これを打ち破らなければ問題は前進しない」と発言している。これらの攻撃に対して、マスコミ労働者が「出版・報道の自由」のブルジョア的要求にとどまるのであれば、自らの階級的利益を放棄するのに等しい。

こうした状況を背景として、六月七日、日本社会党と民社党との「歴史的和解」の本質は、中曾根が言う「八六年体制」—翼賛化路線にそつたものであり、「ニュー社会党」の完成するわち社会党の「民社党化」にほかならない（かつて彼らは、民社党を「第二自民」と批判してきたのだ！）。

本社会党建設研究全国連絡協議会（党建協）の設立総会が開かれた。これを契機に協会派は分裂し、本部職員五十人のうち、山本政弘派など四十人が脱退したという。この山本派らは、「ニュー社会党」路線に屈伏した連中である。

協会左派を主導力とする党建協は、次の二つのスローガンを掲げた。

「非武装中立、核廃絶、反原発を堅持し、失業をなくし、生活と権利のため、たたかうを粉碎して憲法を守り、民主主義の発展を」見られるように、旧路線の護持ということである。彼らは、「ニュー社会党」が旧路線の日和見主義・改良主義の必然的帰結であること、彼らが貫してその日和見主義・改良主義の左翼的補完物であったこと、それ故、ついに右派への屈伏と解体を余儀なくされたこと、これらを自覚していない。

社会党の枠に固執するかぎり、プロレタリアートの利害を代表することは不可能である。社会党は、我々が眞のプロレタリア革命党を建設することによって、解体されなければならないのである。

隊の実戦部隊化が進展する一方で、安全保障會議および内閣安全保障室、合同情報會議が設置された。国家秘密法はこの機構に照應している。②は、シーレーン防衛研究からさら

にインター・オペラビリティ（作戦面における相互運用性）研究へと発展し、「秘密」は拡大の一途をたどっている。③は、対米武器技術供与の自由化後、拍車がかかっただ。これらは、いずれも、日本帝国主義の質的飛躍—新たな展開に裏打ちされている。

最後に、修正案で新設されたいわゆる「出版・報道從事物への免罰規定」について述べておかなければならぬ。これは、マスコミへの「譲歩」を装い、マスコミの特権意識をふまえて国家権力の側への取り込みをねらうものである（この条項でもあいまいさが支配している）。

これは、「朝日新聞」阪神支局襲撃事件と軌を一にしたものといえるであろう——松永光自民党スパイ防止法制定特別委員長は、「経済人の会」発会式で、「二つのA新聞（『朝日新聞』と『赤旗』）がヒステリックな反対キャンペーントをしており、これを打ち破らなければ問題は前進しない」と発言している。これらの攻撃に対して、マスコミ労働者が「出版・報道の自由」のブルジョア的要求にとどまるのであれば、自らの階級的利益を放棄するのに等しい。

国家秘密法に反対する闘いは、日帝ブルジョア国家権力による抑圧・支配の強化、軍事監獄化の強まりに対する闘いの一部であり、プロレタリアートは、国家機構の破碎を鮮明に掲げなければならない。

ありとあらゆる国家秘密法再上程策動を粉碎せよ！

ベネチア・サミニットが示したもの

六月八日から一〇日まで開かれたベネチア

・サミニットは、米帝の没落、ヘゲモニーの低下と帝国主義との対立、無策とを明らかにした。

まず、三つの政治声明について見るならば、三つともが抽象的言葉の羅列に終わっている。

「東西関係に関する声明」では、核抑止力の重要性を土台にしつつ軍縮の必要性をも述べているが、課題となるべきゴルバチョフのINF「ダブル・ゼロ」提案にはまったく触れていない。それは、欧州帝各国からINF廃棄後の防衛への不安などが噴出し、予定を一時間半こえても議論がまとまらず、やっとのことでの声明をまとめたためである。

米帝レーガンがもともと重点をおいていた「イラク・イラン戦争およびペルシャ湾の航行の自由に関する声明」では、レーガンが追求していた軍事介入など具体的な措置は一言もなく、「国連安保理によって効果的な措置がとられることを求める」等のふやけた言葉があるだけである。欧州帝各国は、湾の航行自由には反対すべくもなかつたが、入り組んだ各国の利害から、「共同防衛」には反対したのであった。

「テロリズムに関する声明」では、七八年ボン・サミニット以降の合意の再確認にすぎない。それは、「国際テロへの主唱または支援国への効果的な措置」と述べているように、民族解放勢力、革命勢力への反革命的軍事行動の遂行をうたっている。

以上のように、三つの政治声明がおして形式的なものに終わつたのは、米帝の政治力が低下し、欧州帝諸国への不信が高まりつつあることを示しているのである。

つぎに「経済宣言」はどうか。

宣言は、世界資本主義経済が直面している問題を、「依然として大幅な対外不均衡、引き続き高い失業、大幅な公的部門の赤字及び高い水準の実質金利……貿易制限の継続と保護主義圧力の増大、多くの一次産品市場の継続的な低迷及び開発途上国が成長し、必要な市場を開拓し、また対外債務を返済する見通しの低下」としてあげている。

これに対しても宣言は、「経済政策協調の強化」をいうだけである。その内容は、「黒字国は、価格の安定を維持しながら内需を拡大し対外黒字を削減するための政策を策定する」、「赤字国は、着実かつ低インフレの成長を促進する政策をとりつ、財政不均衡及び対外不均衡を減少させる」というものである。

現在の焦眉の課題は、ドル危機—米帝経済の危機にどう対処するかであるはずだ。そして、「依然として大幅な対外不均衡」が存在しているということは、経済政策協調が失敗に終わったということにほかならず、にもかわらず帝国主義者たちは、それ以外に

対処の方策を打ち出すことができなかつたのである。

そしてそのなかで、黒字国と赤字国の対立（いわば責任のなすりあい）が深まっているのである。宣言は、「保護主義圧力の高まりを重大な憂慮をもって留意する」と述べているが、当然にもそれへの対応策を明らかにするることはできなかつた。

このようにして世界資本主義経済は、もはやどの国も「機関車」たることができず、危機をいよいよ深めているといつても過言では

「途上国」債務と米金融資本

米国最大の商業銀行、シティコープが、「開発途上国」向け不良債権を対象に三〇億ドルもの巨額の貸し倒れ引当金の積み増しを発表した。この措置によってシティコープは、「途上国」向け不良債権をいつでも売りに出せる状態となつた。売却が実行されれば、「途上国」向け債権の価値が暴落するのは必至と見られている。それゆえに今回の発表は、国際金融界に大きな衝撃をもたらしている。

シティコープというと、リストン前会長の時代に「国は倒産することはない」という路線に基づき、「途上国」融資に最も積極的な銀行として知られている。また、これまで、債務国と日本欧の民間銀行との交渉の代表でもあった。

今回のこの措置は、一方では、アメリカ経済の不況の大きさの表れであり、その不況の下での資本の利潤追求の赤裸々な姿の露呈であり、他方では、債務国の経済危機の深刻さの表れである。

アメリカ経済の状況は、一段と悪化の様相を呈している。個人消費はマイナス〇・八%、設備投資マイナス一・三%、住宅投資マイナス〇・三%と軒並み落ち込んでいる。O E C D が最近発表した予測では、八年七年の米国の貿易赤字は一五七八億ドルと八六年の赤字を一〇〇億ドルも上回るとみられている。

コードの今年第一四半期実績は、総貸出残高に占める不良資産の割合が五・四%に達した。経営危機に陥ったバンカメリカやメロン・バンクに比べれば良いものの、バンカーズトラスト、J・Pモルガンなどの競争相手より劣っている。純利益は、絶対額では八六年に一〇億ドルの大台を突破し、トップを独走しているものの、総資産収益率や株価収益率では、大手商業銀行の内で中位以下である。

蓄積はあるがジリ貧の道をたどるシティ

コードのこの決断は、積み増しのゆとりのない他行を追い落とし、もって自らの相対的優位性を確保し、競争に勝利しようとする、企業戦略の表明である。「途上国向け債権の買取り機関を設立すべき」とするラファエルス構想などは、まさに追い落とされる中小銀行の悲鳴に思える。

シティコープが最大の債権者であるブライドルは、急速に経済が悪化し、一月の月間インフレ率は一六・八%と史上最高を記録、二月もさらに昇進する勢いである。貿易収支も一月の一億一九〇〇万ドルの赤字と石油危機以来最低の水準に落ち込んだ。これにより、昨年はじめ七七億ドルあつた外貨準備高は四〇億ドルを割つた。これらは、一八一〇億ドルの対外累積債務を抱え、金利返済だけでも年間一二〇億ドルに達する。この国にとって、極めて深刻な事態であり、ついに利払い停止を宣言したのである。他の中南米諸国も同様の動きを示している。

ベーカー構想は、「途上国」への資金供給によって、「途上国」の一定の経済成長を確保し、世界経済の浮揚を図ろうというものであった。しかしそれは、「途上国」の緊縮策などにもかかわらず、実際には資金の流れが「途上国」側の支払い超過となっている「逆資金移転」構造を作りだした。こうした事態は、経済援助という形の「途上国」への資金供給が、まさに一握りの大団への明確な金融的従属、利子という形での価値の無償移転という搾取・収奪であり、それが今日の債務国経済の危機累積債務問題を引き起こしている元凶であるということを、示している。

リード会長やバンカメリカのクローセン会長の相次ぐ来日は、日本金融界に資金協力を要請し、もってアメリカ金融界のリスクを軽減しようとする動きであり、また、このような危機の延命策は、世界的規模での危機到来の前夜である。

マルクス・レーニン主義通信

部落解放のために

(4)

二、資本主義と身分的所有の解体

(3) 農業における資本蓄積

すでに述べたように、明治維新により成立した明治政府は、田畠の売買を禁止し、土地売買を自由とした。一八七三年の地租改正は、①私有的土地所有権を法認し、②地租を金納とした。これにより、土地の一部の富者への集中が加速される。

江戸時代にあっては、田畠の所有権の移動は、「質入れ」という形で行われた。だから、質ぐさである田畠が質流れとなることにより、実質的に所有権が移動するのである。また、江戸時代には、年貢の徴収単位が村単位であり、村外に田畠を所有する場合、他村に年貢徴収に対する手数料などを支払わねばならなかつた。このような理由により、江戸時代の土地の集中は、制限されたものであつた。だから、一般村から見て、一般村の枝郷、枝村とされていた部落で土地を拡大する場合には、これらの手数料を支払う必要はなく、部落から土地が奪われて行つたのであつた。その結果、益々、商業により、生計を立てる必要が生み出される。

今や農民は、田畠の売買を自由に行なえる。また、農民は、田畠より離れる自由を獲得した。農奴としての地位から、ようやく解放されたのである。そして、この「解放」とともに、土地の集中が、富者への土地の集中もとで確固たるものとした。農民の階層分化は進み、土地を失い、土地所有から「自由」となる者を多数生み出す。資本主義生産の前提となる資本の本源的蓄積の確かな一步が新たな国家権力により、証されたのである。

(4) 部落の「階層」分化

土地の集中は、一八八二年の松方デフレ以降さらに巨大なものとなる。市制・町村制が施行される前年の一八八七年には、全耕作地の三九・四%が小作地となり、全農家の実に六七%が自小作、または、小作となる。そして、一九二〇年前後には、全耕作地の四八%が小作地となる。こうして、形成された農民の階層分化により、小作人は、単に農業に從事するだけでは、ますます生活が出来なくなり、農業外労働による生活費補填の必要を強制されるのである。これは、小作料の未納が地主による土地の取り上げという経済的強制を伴うとき、小作の農業外労働の比重は、高まらずをえない。

ところで、日本の農業生産の中心は、やはり、米作である。日本農業の生産における用

水の特徴は、すでに述べたように自然灌流を主とするものである。これは、日本農業が持つ共同労働の、いわば基礎的条件であった。

一八八四年、これまでの用水組合を土台として、水利土功会が作られた。それは、用水支線単位、用水幹線単位、あるいは、村単位の重層構造の用水組合を利用し、治水を行なうとするものであった。それは、用水の管理とその費用負担をこれまで通りに、それぞれの単位集団（主としてこれまでの村を単位とする）に負わせるものであった。一八八六年には、全国の一四主要河川が政府の直轄河川とされ、一八九〇年の水利組合条例により、水利土功会を水利組合と水害予防組合とに分けられた。ここにはじめて管理費負担は、土地所有者＝地租負担者となるべく、一步を踏み出すのである。

一八九六年、「河川法」が制定される。それは、①河川の公水主義を原則とし、これにあわせ、②管理主体を国または府県として明確化し、③水利権については、この管理者の許可を要するものとした。しかし、その一方で、この法が施行される以前に行われていた水利については、農業用水が日本近世にすでにほぼ開発されていたので、④慣行水利権として法認された。これにより、これまでの村を一単位として含む水利の重層構造と共同労働の重層構造が近代の土地の私的所有とともに存在することとなるのである。それは、水利についての慣行が、それぞれの単位において、あるいは、複合的単位において公平に再編されたのではなく、旧慣を私的所有下に法認したのである。こうして、土地の集中の一方で、土地を失つた者が再び土地を手に入れることを困難とし、慣行水利で不利益を受けている者は、その地位を改善することなく、小作へ、農業外労働へと移らざるをえなくなつて行くのである。

近世封建制下、被差別部落に強制された職業として、おおまかに、東日本では刑吏・警察役、西日本では、皮革関係が多いと言われている。しかし、これらで、全ての部落民の生計を立てるることは困難である。小作、農繁生計を立てるることは困難である。小作、農繁期の日雇い、その他の雑業に多く依存している。もともと、農地を有していた者も、近世封建制下に本村の枝村あるいは枝郷とされ、日本農業に不可分の田起しや、灌漑用水で絶えず不利に置かれ、本村の会合や議決に参加する権利を持たず、既得権さえも一つ一つ奪われて行くことにより、土地を失つて行ったのである。いわば、政治的・経済的構造により、封建制下に早くもプロレタリア化の条件

が、形成されていたと見ることも出来る。

（しかし、それは、近世封建制の職業身分制の下にあり、被差別部落の身分的職業のごく一部に、上層を、富を貯えた上層を生み出したことを忘れてはならないのである。）

ここで封建制下のその部落民に強制された身分的職業により、財を成した部落民のうちのほんの一握りの上層が近代の下でのよう扱われたのか述べておく必要があろう。

江戸時代、弾左衛門は、関八州を含め一二ヵ国について皮革取締の特権を与えられていた。「解放令」が出される前年の一八七〇年、かねて政府に働きかけていた「皮革製造用達」を兵部省造兵司から命ぜられ、洋式製革による軍靴の製造に着手した。そして、七二年には、政府と軍靴買の一〇年契約を結ぶに至る。弾左衛門は、洋式製革技術を配下の者に伝習させたが、その後、この技術は、これらの伝習生を通じて各地へ伝えられる。しかし、政府は、七四年に契約を一方的に解約し、三井一族とその番頭たちが出資する「同族的結合」の三井組が政商として、これに沿つてかわるのである。こうして、新しく移植された近代の職業である製革業は、部落の上層による産業資本としての確立を果たせし、国内各地の部落民の家内制手工業が三井組の支配の下に置かれることとなつた。このことは、製靴業における産業資本の確立以前に前社会の職業身分制が廃止されたと言うにとどまらず、本源的蓄積期に、国家的保護が部落上層から奪われ、特定政商に独占されたことを意味する。また、製靴業発展下の部落の家内労働の拡大は、日本資本主義にとって「産業予備軍の極めて組織的な大量培養」（資本論）の一部を形成して行くのである。近世封建制下で強制され、準備されたいた部落の雑業層への移行は、近代天皇制国家による身分・職業・居住地の「三位一体」の解体と新たな身分編成の下で、近代資本主義の下層へとまたもや強制されるのである。

では、部落の下層は、どうであろうか。ここでは、マツチ工業を例にとろう。日本のマツチ工業が産業資本として確立するのは、一八八〇年頃であるが、低賃金労働力を武器として輸出されていた。そして、その低賃金労働を担わされたのが部落であった。マツチには、「黄燐マツチ」と「安全マツチ」の二種類があつたが、このうち安価な黄燐マツチは、燐酸を蒸気とともに蒸発させ、これを長期にわたり吸えれば人命にかかる危険性にもかわらず、生き残るために低賃金労働さえも受容する労働力がそこについたからである。工場に直接働くために低賃金労働さえも受容する労働

1987年7月10日

マルクス・レーニン主義通信

く労働者だけでなく、マツチの箱張り・箱詰めなどの下請労働力として部落の家内労働者を利用出来たからである。こうして、マツチが出来的たマツチ製造工業にとって、近世封建制下に強制された部落の雑業層への移行は、異臭を放ち、危険性の高い、低賃金労働力の貯水池を提供するものとなつた。

ところで、是非とも忘れてならないことは、黄燐マツチの危険性のため、国際労働者保護會議は、一九〇五年に黄燐の使用禁止を決議したにもかかわらず、この天皇制政府は、これに加わることを拒否したことである。日本社会の下層が経済的強制により、非人間的労働を強要され殺傷されて行くのを国家が資本のために黙認したのである。

日本資本主義の確立・発達による労働賃金の上昇は、機械生産を有利とするようになり、また、一九二一年にスウェーデンのマツチトラストの結成により、日本の中小零細資本は、駆逐され、小数の大資本によって市場の大部分が支配された。それは、当然にも、失業者を増大させる。かくして、マツチ資本競争の結果は、必要でなくなった部落の労働力を失業に追い込み、新たな下層労働へと向かわすのである。

部落は、日本の本源的蓄積期以前から雑業層を多く集積し、産業資本の確立期にあっては、有機的構成の低い資本の最も手近な賃労働として搾取されたということが出来る。

(つづく)

闘う労働者の政治新聞
マルクス・レーニン主義通信

毎月10日発行・1部200円
年間定期購読料3200円(郵送料込)

「春闘方式」確立の意義(上)

(8)

五五年から六〇年にかけての時期は、ブルジョア階級にとっては、帝国主義的發展の飛躍をめざすため、新技術の導入による合理化とそれにみあつた労務政策の確立——労資関係の再編を主要な目標とする時代であった。こうした事態は、職場における管理体制の再編攻撃を激化させることをもたらし、労働運動のあり方自体にも大きな影響を及ぼし、また、労働者の意識に微妙な変化をもたらさざるをえなかつたのである。

その攻撃の実態は、次のようであつた。

第一に、新技術の導入は、古い労働力としての熟練労働者の整理——配転、新旧労働力の交替を迫り、また、それによる労働の単純化は、若年、女子労働力の枠を拡大させ、臨時工の増加をもたらし、基幹工部分の相対的縮小をもたらした。そしてこのことは、「本工」・基幹工に保守的意識を生み出さずにおかなかつた。

第二に、新技術導入の効果を充分に發揮させるための「生産性向上」運動の開始である。五五年二月一四日には、その指導機関として、日本生産性本部の設立総会がもたれ、これには、全労系海員組合や総同盟などが労働側理事として参加したのである。そして、この生産性向上運動の意図は、単なる「労働強化」にとどまらず、労働運動そのものを資本の運動のなかにとりこみ、日本資本主義の成長のよきパートナーに変質させるところにあつたのである。

第三に、五四年、五五年の日経連の「賃金ストップ」の宣言である。これは、さらなる「低賃金政策」としてだけでなく、もう一歩いはじめた賃上げ闘争を「定期昇給制」の枠内におさえこもうとする攻撃であった。

このような時に、春闘が成立したのである。

春闘の成立の背景には、総評指導部が高野体制から太田・岩井体制へと変化したこと、いう事態があることを見逃すことはできない。

高野体制における総評は、労闘ストや内灘闘争などの反基地闘争——「平和」闘争にみられる労働者大衆の自然発生的な闘いにあとおしされ、総評の歴史のなかではいつも「戦闘的」であったと言える。「幹部闘争から大衆闘争へ」の合言葉のもと、大衆路線が強調され、いわゆる「ぐるみ闘争」が展開されたのは、それ故であろう。

だが、高野は、この「ぐるみ闘争」のなかで、労働運動を国民運動におきかえていたのである。そして、日経連の「賃金ストップ」宣言が出されるなかで、「テフレーク」を放棄したのである。このように総評が闘争を放棄して、国民運動にげまわっているあいだに、労働者の生活状態はますます悪化し、憤激は高まつていった。

このような状況のなかで、高野を批判し登場してきたのが、太田・岩井である。

太田は、高野の大衆路線に対しては、政黨と組合の関係を政治闘争と経済闘争の分業として政綱化(五三年総評第四回大会)することにより批判をし、また、「ぐるみ闘争」に対しても「産別統一闘争」を対置し「賃闘」を強調したのである。そして前者は、総評が組合運動の枠をこえて労働者大衆の自然発生的な闘いと結びついて労働運動を発展させる道を閉ざし、後者の「産別統一闘争」も、太田自らが言う「暗い夜道は手をつないで歩こう」式の消極的な意識のものであり、結局、「賃闘」はこれらのところからとるといふものでしかなく、運動総体を経済主義へとおとしこめていった。

高野を批判して出てきた太田の「春闘方式」は、その反映である。それ故、「春闘方式」の本質的な意味は、定期昇給とした大企業労資による賃金相場決定の「構造的」な様式の確立というところにあり、つまり、低賃金状態を打ち破るものとしてではなく、ブルジョアジーの意図にそつた「定期昇給制」の枠内におさえこむ役割を果たしたのである。

また、春闘の成立の政治的な意義は、経済闘争と政治闘争(「平和」闘争にみられる労働者大衆の自然発生的な闘い)とを結合させるのではなく、逆に分断することによつて、労働者大衆の政治的な意識の発展を妨げる役割を果たしたことにある。

五〇年代後半の春闘は、戦後日本の低賃金状況に対する不満が激しいエネルギーとなつて、企業一産業の異なる労働者が全体で低賃金の壁を打ち破るべく、相当の闘争力を発揮した。しかし、総評指導部——太田・岩井体制は、ひとつひとつの重要な闘いで後退し、あるいはそれを切り捨っていくことによって、その闘争力を封じ込める役割を果たしたのである。次に、その事実をみていくことにしよう。(この項つづく)